

平戸市電気・燃油価格高騰対策支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大や世界情勢の変化等に伴い、電気及び燃油価格が高騰し、影響を受けている市内事業者等に対し、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号。以下「規則」という。）の規定に基づき、平戸市電気・燃油価格高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の対象者は、次の要件を満たす事業者等とする。

- (1) 令和4年9月1日時点で法人は、本社（本店）の所在地、個人事業は、住民票上の住所が平戸市内にあること。
- (2) 農林業者、漁業者（陸上養殖事業者は除く。）は本事業の対象外とする。
- (3) 平戸市交通事業者燃油価格高騰対策支援事業補助金及び平戸市貨物運送事業者燃油価格高騰対策支援事業補助金は併給できない。
- (4) 国及び県から本事業と類似する補助金等の支援を受ける事業者は対象外とする。
- (5) 令和4年9月1日時点で事業運営の実績があり、今後も事業運営の継続が見込める事業所であること。
- (6) 申請時点において市税の滞納が無いこと。
- (7) 宗教活動及び政治活動を実施している事業所は対象外とする。
- (8) 平戸市暴力団排除条例（平成24年平戸市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、補助金交付対象者がその事業を行う上で、光熱費（電気、ガス）燃油代（ガソリン、重油、軽油、灯油）とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助金対象経費のうち、令和4年4月から令和4年9月までの期間に使用した電気料及び燃油代の合計額に1.5を乗じた額（9か月相当分）の20%相当額に対し、1/2の額を補助金として交付する。

なお、4月以降に事業を開始した事業所については、開始した月から9月までの期間で1月の平均を計算し、開始した月から12月までの期間の合

計額の 20%相当額に対し、1/2 の額を補助金として交付する。

ただし、1,000 円未満の端数については、切り捨てるものとする。
(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請及び請求をしようするものは、平戸市電気・燃油
価格高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げ
る書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 経費内訳書（様式第2号）
- (2) 同意書（様式第3号）
- (3) 対象経費の領収書、それに代わる支払証明書又はクレジット等の引き落
としが分かる写し。
- (4) 振込口座の通帳の写し（表紙及び1・2ページの見開き）
- (5) 申請及び請求者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し。法人の場
合は登記簿の写し。

- 2 補助金の交付申請及び請求は、事業者につき、1回限りとする。
- 3 補助金の交付申請及び請求は、令和5年3月15日までに行わなければなら
ない。

(報告又は調査)

第6条 市長は、補助金の交付に関し必要があるときは、補助金の交付を受け
た補助対象者に対し、報告を求め、又は当該職員をして調査させることができ
る。

(書類の保管)

第7条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等に係る証拠書類を整備し、こ
れを当該事業の完了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象者が次の各号のいずれかに該
当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、
又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (2) 虚偽、その他不正な手段により、当該補助金の交付を受けたとき。

(手続きの省略)

第9条 規則第21条の規定により、補助金申請に係る規則第7条の補助金等の
交付の決定の通知、規則第13条の実績報告の手続き及び第14条の補助金の
確定通知は、省略するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。